

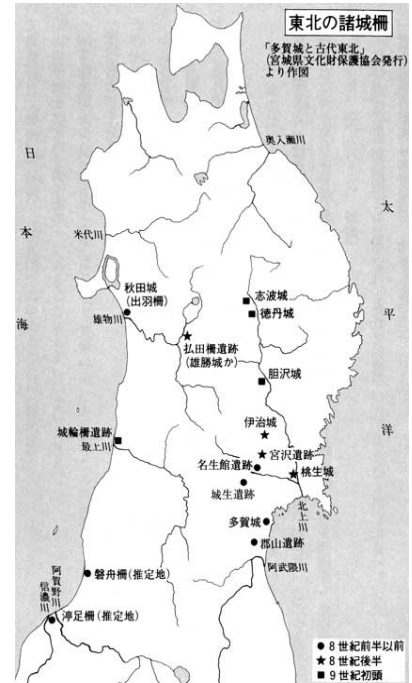
日本三古碑

多賀城碑・那須国造碑・多胡碑
(宇治橋断碑&日本中央の碑)



多賀城碑

【多賀城碑 銘文】
里程記載部分のみ抜粋
去 京一千五百里
去 蝦夷国界一百廿里
去 常陸国界四百十二里銘文】
去 下野国界二百七十四里
去 靺鞨国界三千里



・『旧唐書』にいう。
「或は曰(い)ふ。倭国、自ら其の名の雅ならざるを惡み、改めて日本と為す」(日本伝)
『旧唐書』にいう「倭国」とは、九州王朝のことである。倭国伝の冒頭に、「倭国は、古の倭奴国なり」



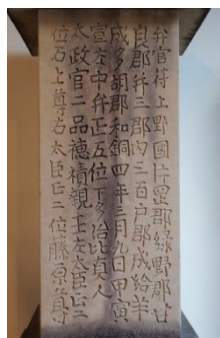
那須国造碑

【那須国造碑 銘文】
永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造 追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月 二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘偲云尔 仰惟殯公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳 照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以 曾子之家无有孀子仲尼之門无有罵者行孝之 子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香 助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固



日本中央碑

【多胡碑 銘文】
弁官符上野国片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡和同四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治比真人太政官二品穗積親王左大臣正二位石上尊右大臣正二位藤原尊



多胡碑



宇治橋断碑

日本三古碑

(2020 年)令和 2 年 4 月 藤代歴史愛好会 (石山博)

概要:宮城県多賀城市の多賀城碑（たがじょうひ）、群馬県高崎市吉井町の高胡碑（たごひ）、栃木県大田原市的那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）、および、京都府宇治市の宇治橋断碑（うじばしだんぴ）がそれぞれ日本三古碑と呼ばれている。いずれも飛鳥時代～奈良時代にかけての 8 世紀前後のものである。

古来古墳時代から鉄剣や石などに文字を刻み、墓の墓誌や死者の副葬品、あるいは特定の出来事を記録する記念碑など多種多様の金石文が作られた。多くが時代の間の彼方に姿を消すものの、金属や石などの剛健な物に刻まれている事から、伝来、若しくは発掘された場合、当時の出来事を鮮明に伝えるものとなる。そうした石に刻まれた金石文、即ち「碑」の中で、書道史上から重要とされ日本三古碑と言われるようになった。三古碑というまとめ方が生じたのは明治時代に入ってからと考えられているが、その経緯は不明である。

考古学的に古い順によるものではなく、これらより古い碑が存在する。

例えば高胡碑の周囲には山ノ上碑、金井沢碑という古代碑が点在しており、高胡碑を含め上野三碑と呼ばれる。この中で一番古いのは 681 年建碑の山ノ上碑であり、8 世紀後半建碑と推定される高胡碑より古いだけでなく、日本三古碑中最古の建碑である那須国造碑（700 年建碑）よりも古い。

しかしながら高胡碑は続日本紀に記載される高胡郡が設置された公の事跡を記念した碑である。弁官局からの命令をそのまま記載した碑文となっており、天武天皇皇子の穂積親王（ほづみしんのう）など、当時の高官の名が刻まれている。保存状態も良く、覆堂のガラス越しからでも肉眼ではっきりと碑文が読める。上野三碑のいずれも貴重である事は間違いないが、その中でも高胡碑は当時の事跡を文献史学・歴史考古学的に実証している重要な碑である。

三古碑が書道史上で重要とされるという事は、当時の貴人、高僧などの高い教養をもった人物によって刻まれているのは当然として、尚且つある程度の長文が刻まれ、風化、破損が少ないという事である。即ちこれらの条件を兼ね備えるという事は、必然的に文献史学・歴史考古学的にも極めて重要な位置づけとなっている。以下に概略を記す。

多賀城碑（たがじょうひ）: 天平宝字 6 年（762 年）12 月 1 日建碑。奈良時代に建設された多賀城の修築記念に建碑され、多賀城までの各地域からの行程、及び設置、修築の経緯が刻まれている。重要文化財に指定されている。

高胡碑（たごひ）: 和銅 4 年（711 年）3 月 9 日に高胡郡が設置された事を記念するために建碑。弁官局からの命令が刻まれており、穂積親王、藤原不比等などの当時の高官の名も伺える。国の特別史跡に指定されている。山ノ上碑・金井沢碑とともに「上野三碑（こうずけさんび）または上毛三碑（じょうもうさんび）」称されている。碑文には、奈良時代初期の和銅 4 年（711）に当時の群馬県で 14 番目の郡である高胡郡が誕生したこと（当時の三つの郡から三百戸を分割し、新しく高胡郡を設けたこと）が記されている。

那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）: 700 年建碑。689 年、那須国造で評督に任ぜられた那須直菴提（なすのあたいい）の事績を、息子の意志麻呂らが顕彰（けんしょう）するために建碑され、公の事跡を記録した他の二碑とは性格が異なる。国宝に指定されている。

宇治橋断碑（うじばしだんぴ）: 京都府宇治市の橋寺放生院（ほうじょういん）にある宇治橋の由来を記した石碑の断片で、大化 2 年（646 年）に僧道登（どうとう）が架橋したと記す。日本現存最古の石碑のひとつと考えられる。重要文化財。

日本三古碑

名称	多賀城碑	多胡碑	那須国造碑	宇治橋断碑
現在地	宮城県多賀城市	群馬県高崎市	大田原市栃木県	京都府宇治市
国の指定	重要文化財 1998.06.30	特別史跡 1954.03.20	国宝 1952.11.22	重要文化財 1965.05.29
外観	 (2015 年 6 月)	 (2015 年 3 月)		 (2013 年 9 月)
令制国	陸奥国（陸前国）	上野国	下野国	山城国
建立年	762 年（天平宝字 6 年）	8 世紀後半	700 年	646 年（大化 2 年）？
字数	11 行 140 字	6 行 80 字	8 行 152 字	3 行 96 字
拓本				

多賀城碑（たがじょうひ：概略）：

「碑文の里程を多賀城碑からすべて「西」の国界までの距離と考える」と以下ようになります。

西

多賀城

去京一千五百里

去蝦夷國界一百廿里

去常陸國界四百十二里

去下野國界二百七十四里

去靺鞨國界三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝鸞修造也
天平寶字六年十二月一日

(a) 常陸の国を去る、四百十二里。

(b) 下野の国を去る、二百七十四里。

この(a),(b)の「始発点」は、共に「蝦夷の西の国界」である。

(a)' 「多賀城～常陸の西の国界」 --- 百二十里プラス四百十二里
(計) 五百三十二里

(b)' 「多賀城～下野の西の国界」 --- 百二十里プラス二百七十四里
(計) 三百九十四里

以上が、それぞれの所定里程の計算である。

これは、古代の城柵もすべて蝦夷国内にあるという事になる。

「東北の諸城柵」の分布図。

(一) 奥羽山脈の東側（太平洋側）、南から北に。

- (1).郡山遺跡（八世紀前半以前）
- (2).多賀城（同右）
- (3).桃生ものう城（八世紀後半）
- (4).城生じょうの遺跡（八世紀前半以前）
- (5).名生館みょうだて遺跡（同右）
- (6).宮沢遺跡（八世紀後半）
- (7).伊治これほる城（八世紀後半）
- (8).胆沢いさわ城（九世紀初頭）
- (9).徳丹とくたん城（九世紀初頭）
- (10).志波しわ城（同右）

(二) 奥羽山脈の西側（日本海側）の東北地方。

- (11).城輪柵きのわのさく遺跡（九世紀初頭）
- (12).弘田柵ほつたのさく遺跡（雄勝城か）
（八世紀後半）

- (13).秋田城（出羽柵）（八世紀前半以前）

(三) 奥羽山脈の西側（日本海側）の北陸地方。

- (14).淳足柵（ぬたりのさく推定地）（八世紀前半以前）
- (15).磐舟柵（同右）（同右）

図に分布する、各「城柵」は、どのような性格のものでしょうか。それは、一言でいえば、「大和朝廷側が、敵地（蝦夷国）のさ中に挿し入れた『侵略の拠点』にして、軍事上、政治上の『征圧の中心地』」だったのではないのでしょうか。とすれば、それらはすべて「蝦夷国内」にあるべきものであるはず。事実、(1).～(13).の大半は（多賀城等を除き）すべて「蝦夷国内」である。また(14).,(15).も、「北の蝦夷」とされる、「越の蝦夷国」に属している。よって碑文の行程は、「按察使・鎮守の権力の及んでいる範囲である」と碑は主張していると解釈することができます。



多胡碑（たごひ）

碑文には、奈良時代初期の和銅4年（711）に当時の群馬県で14番目の郡である多胡郡が誕生したこと（当時の三つの郡から三百戸を分割し、新しく多胡郡を設けたこと）が記されています。
＜吉井町のパンフレットから＞

以前は方形二段の台石がありましたが、すでに失われています。

材質：牛伏砂岩（うしぶせさがん）といわれる花崗岩質砂岩で、吉井町南部の第三期層から産出し、天引石（あまひきいし）または多胡石（たごいし）とも呼ばれています。

碑身（ひしん） 高さ：127cm、上部幅：60cm、下部幅：65cm、厚さ：50cm

笠石（かさいし） 中央部高さ：25cm・端部：15cm、幅：90cm、厚さ：90cm ＜多胡碑記念館でいただいた資料から＞

碑文を読む：現地にあった案内板に拓本が載っていました。

【銘文】

弁官符上野國片岡郡緑野郡甘
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左大臣正二
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
位石上尊右大臣正二位藤原尊

【訓読】

弁官符す。上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡并せて
三郡の内、三百戸を郡と成し、羊に給いて
多胡郡と成せ。和銅四年三月九日甲寅に宣る。
左中弁・正五位下多治比真人。
太政官・二品穂積親王、左大臣正二位石上尊、
右大臣正二位藤原尊。
＜多胡碑記念館のパンフレットから＞

【碑文の意味】

朝廷からの文書を扱う弁官局（べんかんきょく）からの命令があった。群馬の地の片岡郡（かたおかぐん）・緑野郡（みどのがん）・甘良郡（かむらぐん）の三郡の中から三百戸を分けて新しい郡をつくり、羊（ひつじ）という人に支配を任せる。郡の名前は多胡郡（たごぐん）としなさい。
新しい郡をつくることは和銅（わどう）4年（711年）3月9日の甲寅（きのえとら）の日に宣（の）べられたのである。

この多胡郡を新しくつくったときの事務担当者は多治比真人（たじひのまひと）と呼ばれていた三宅麻呂（みやけまろ）であり、その役職は弁官局の左中弁（さちゅうべん）で、位（くらい）は正五位下（しょうごいのげ）である。

また、多胡郡を作ることを決めたときの太政官（だじょうかん：政府の大臣）は二品（にほん）という位の穂積親王（ほづみのみこ）、左大臣（さだいじん）は正二位（しょうにい）という位の石上麻呂（いそのかみのまろ）様、右大臣（うだいじん）は正二位（しょうにい）という位の藤原不比等（ふじわらのふひと）様である。

片岡郡（かたおかぐん）＝今の高崎市、榛名町、安中市に及ぶ地。

緑野郡（みどのがん）＝今の藤岡市、鬼石町、新町に及ぶ地。

甘良郡（かむらぐん）＝今の富岡市、甘楽町、吉井町に及ぶ地。

戸（こ）＝郷戸（ごうこ）といい、当時は大家族で生活しており、1戸は20～30人くらい。

多胡（たご）＝数多い外国人という意味で、朝鮮半島からの渡来人を指すと考えられる。

＜多胡碑記念館の資料から＞

羊太夫の伝説をめぐって

「多胡碑」（複製）と、吉井町立郷土資料館の「羊太夫伝承関係資料」3点によると。

図録の解説に「古代東国にきた渡米人は、現代に生きるわれわれの周辺で、時としてその姿をあらわすことがある」とあったが、羊太夫に関して言えば、まさに和銅の地にある私達の最も身近に頻繁に現れる「伝承の人物」なのである。

多胡碑のある吉井町の町誌によると、多胡碑は、土地の人達からは「羊様」と称され、神様として祀られ、又、羊太夫の伝説で大層親しまれてきたという。

これは、秩父地方でも言えることで、随分いろいろなところに羊太夫にまつわる話が残っている。小鹿野町の「16 地区」には羊太夫が住んで写経をしたという伝説が残り、「お塚」と呼ばれる古墳は羊太夫の墓だとする言い伝えもある。この「お塚（古墳）」は小鹿野町指定史跡になっている。

文化財解説によると「お塚」とよばれるこの古墳は、長留川左岸の段丘に位置し、高さ3米、直径15米の円墳である。墳頂部には「お塚権現」と称する小祠が祀られている。古墳時代後期、7世紀ごろのものと推定される。地元では「お塚」を羊太夫の墓とする言い伝えがある。

羊太夫とは群馬県吉井町にある多胡碑にまつわる伝説上の人物であると思われる、当地域の伝説との関連が注目される。」とある。そして、俗に「お舟観音」と呼ばれる札所32番法性寺には羊太夫が納めた大般若経があったという。さらには、札所1番の四萬部寺の経塚は、羊太夫が納経したとも言われている。

このように広く分布している羊太夫のお話は、各種各様で、歴史的事実もちりばめられていて、仲々1つに絞って紹介しにくいものがあるが、共通的な大筋を童話風にまとめてみるとこんな風になるだろう。「羊太夫は、奈良まで（和銅を持って）毎日、天皇の御機嫌伺いに100余里の道を往復した。太夫の乗った馬に小脛（こはぎ）という若者がついて行くと、馬は矢のように走った。ある日、都への途中、木の下で昼寝をしている小脛の両脇の下に羽が生えているのを羊太夫は見つけた。普段から「私の寝姿は絶対に見ないで下さい。」と言われていたので、かえって好奇心が湧いたのだった。そっと羊太夫は小脛の羽を抜いてしまった。そこからは今までの速さでは走れなくなり、天皇の怒りをかった羊太夫は討伐されてしまった。」ということになる。

今でも、吉井町には羊太夫が乗って天から降りて来た「舟石」という石があり、「城山」は羊太夫の居城跡だと言われている。馬庭内出の神馬橋は羊太夫の白馬が倒れた所で、傍に竜馬観音世音を祭り、堂内に八束小脛（やつかのこはぎ）の像もあるという。藤岡市の七輿山（ななこしやま）に羊太夫一族は葬られているとも伝えられている。

このように、各地各所に残る羊太夫の伝説のなかの寓話的な事実を重ね合わせてみると、実にこの話は大きく膨らんでくるようである。一例ではあるが、羊太夫が都へ日参したというのは、多胡郡から黒谷付近に鑄銭司（奈良朝廷の出張所のようなものか、鑄造所）が置かれていて、その間を往復したとなれば丁度1日の行程になると推論する人もある。

いずれにしても、文字資料としては「羊太夫一代記」その他、吉井町周辺に残されたものだけであって、それも江戸末期のものである。しかし、それらの記述が、秩父地方の各所に残っている伝承とかなり一致する部分があることが、何とも興味を惹くところである。さらには、秩父の伝承の場合は、渡来人の採銅・製銅技術と和銅献上とが羊太夫と深く結び付いて語られていることが大きな特色である。

那須国造碑文（石田敬一氏の説）

碑文の意味するところ

那須国造碑の碑文は、次のとおりです。

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造
追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月
二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘偲云尔
仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳
照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以
曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
助坤作徒之大合言喩字故無翼長飛无根更固

（読み下し）

永昌元年（689年）己丑(きちゅう)四月、飛鳥浄御原大宮にて、那須国造・追大壹を那須直韋提評督は賜わる。歳次庚子年（700年）の正月二壬子の日、辰節に殄(た)つ。故に意斯麻呂等碑を立て銘に偲(じ)びて尔(じ)かに云う。

仰ぎ惟(おも)うに殞公(いんこう)は、廣氏の尊い胤(血筋)にして、国家の棟梁なり。一世之中に重ねて貳(ふた)つを照し被(こうむ)り、一命之期に連ねて再び甦(よみがえ)りを見る。碎骨挑髓するも、豈(あ)に前恩に報わんや。是を以て曾子の家に嬌子有ること无(な)く、仲尼の門に罵(のの)しる者有ること无(な)し。行孝の子は其の語を改めず。銘夏堯心、澄神照乾、六月童子、意香助坤、作徒之大、合言喩字。故に翼無くして長飛し、根无(な)くして更に固し」

「那須国造追大壹那須直韋提評督被賜」の解釈は、那須国造・追大壹(ついだいいち)を旧称とする通説と、評督を旧称とする古田説があります。

通説では「那須国造で追大壹の那須直韋提は、評督を賜はれり」と読み下されます。

一方、古田説では「那須国造・追大壹を、那須直・韋提評督（は）賜る」と読み下します。

私は、古田説が正しいと思います。というのも、追大壹は、天武十四年(685年)に制定された新しい冠位四十八階の冠位制度によるものですから、その制定4年後の永昌元年（689年）に追大壹の冠位が与えられたとすれば、新たな冠位を賜る時期として適当です。できたばかりの冠位制度に従って新たな冠位を賜ったことになります。

一方、「評」は、法隆寺旧蔵金剛観音菩薩像の銘文に「辛亥年（651年）笠評」があり、評制及び評督の官職は7世紀半ばには存在したと考えられます。したがって、古い官職に新しい官職と冠位が与えられたことになり、評督であった韋提が国造・追大壹を永昌元年に賜る流れが自然であり、よく理解できます。

従来説の読解では、那須国造・追大壹である韋提(いてい)が評督を賜ったことになりますが、新冠位の追大壹とともに那須国造の任命を受けたばかりの韋提(いてい)がすぐにまた評督の官職を賜ることになり不自然だと考えます。

ところで、評督は、筑紫都督の配下の倭国独自の官職であると示されています。中国においては中国の属国に対して都督を与えているものの評督の制度はありませんので、評督を倭国独自のものとする説に私も全く同感です。そしてまた中国がその属国の王に都督を与えたように、評督について、私は、九州王朝である倭国（以下、九州倭国）の王者がその属国である各地の王に与えた官職であると考えます。

さて、九州倭国の王者がこの評督の官職の任命を実施したのと同じように、永昌元年に那須国造の官職とともに追大壹の冠位を与えたのも、九州倭国の王者であるとの見解があります。通説では「飛鳥浄御原大宮」を人物と解して「持統天皇から賜わる」と解釈します。しかし、この見解について、私は違うと思います。

私は「飛鳥浄御原大宮」は文字どおり場所を示すと考えます。「飛鳥浄御原大宮にて賜わる」と読解するほうが適切であると思います。国造・追大壹は、これまでの評督とは異なる官職・冠位の制度です。韋提は、評督とは異なる制度のもとに那須国造の官職と新たな冠位を与えられたのです。

そして、評制は701年まで続いたことが明らかになっていますので、それを与えた人物は、評督の官職を与えた同じ九州倭国の王者ではありえません。永昌元年の時点では、倭国の評制・評督制と並行して、倭国の属国である日本国の国造・冠位制が実効性を持っていたことをこの碑文は示しています。

永昌元年（689年）は『二中歴』年代歴に記載された、いわゆる九州年号の「朱鳥」（686～694年）の時代にあたります。九州倭国の独自年号「朱鳥」が続いている時期であったにもかかわらず、「朱鳥」は記されず、唐の武則天の年号が碑文に刻まれたのは、すでに九州王朝の実権が反唐派の倭国から親唐派の日本国に移っていることを如実に物語っています。当然、関東の一角、那須だけが唐の支配下にあるわけではありません。永昌元年の時点では、九州の倭国から近畿の日本国に引き継がれていた地域のすべてが、唐武則天の支配下になったのです。

那須国造碑の碑文では、韋提は、一生の中で二回、蘇(よみがえ)り照らされたとあります。

すなわち2回、日の目を見たということです。それは、九州の倭国から評督に任命されたときと、近畿の日本国から国造に任命されたときの2回ということです。特に2回目は起死回生の出来事だったということで「蘇」の語句が使われたのでしょう。

倭国と日本国の冠位制度

『日本書紀』は、701年に建国された近畿王朝（新日本国）によって、前王朝である倭国とそれに繋がる日本国の歴史について記述されたという観点を持たないと、倭国と日本国の冠位制度についての理解は困難になると思います。

倭国の冠位制度について、『隋書』タイ伝（以下タイ國は倭国と記述）に「内官に十二等あり。一を大徳といい、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義・・・定数なし」とあり「内官」を定めています。また『旧唐書』倭國伝には「官を設くる十二等あり」とあります。このように隋・唐の中国史書には、倭国の冠位制度が、内官の冠位で十二等で成り立つと示されます。一貫して十二等です。なお、高麗も十二等です。

官有太大使者，次大使者，次小使者，次
禰奢，次翳屬，次仙人，凡十二等。（中華書局版二十四史『隋書』1814頁）

一方で、書紀には、推古十一年（603年）に「始めて冠位を行う。大徳、小徳、大仁、小仁、大礼、小礼、・・・・并て十二階」の記事があります。この推古十一年（603年）の「冠位十二階」は、倭国の「内官十二等」と比べると冠位の書き順は違うものの、冠位名と等級階数がまったく同じですので、倭国の冠位制度を記述したものと考えられます。

史書 冠位

隋書 大徳・小徳・大仁・小仁・大義・小義

大礼・小礼・大智・小智・大信・小信

書紀 大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼

大信・小信・大義・小義・大智・小智

そして、「冠位十二階」に続いて、大化三年（647年）の「冠位十三階」制定、大化五年（649年）の「冠十九階」、天智三年（664年）の「冠位二十六階」、天武十四年（685年）の「親王・諸王十二階諸臣四十八階」まで冠位の階数が増えていきます。

大化三年（647年）の冠位十三階以降の冠位については、中国の史書に示されませんので、これらは、倭国の冠位制度ではなく、倭国の属国である日本国の冠位制度が記述されていると考えられます。つまり、書紀の大化以降の時期には、倭国の内官十二等制度とともに、その属国でありながら力を増してきた日本国の冠位制度が並存していたということになります。

近畿天皇家の一元史観では、なぜ中国史書に大化以降の冠位制度が記述されていないのかが、説明できません。また、これらの冠位制度は九州王朝からの盗用とする意見もありますが、大化以降の冠位制度がなぜ中国史書に記述されていないのか、やはり説明できません。これまでの古代史観では、こうした冠位制度の説明が困難です。

『日本書紀』は、近畿王朝に先立つ九州王朝の倭国とそれを受け継いだ日本国の歴史を記述したものという観点に立つと、倭国と日本国の冠位制度がよく理解できます。

いわゆる九州年号

『日本書紀』には、「大化」「朱鳥」「白雉」など、いわゆる九州年号が記述されています。これらの九州年号は、書紀において隠された年号であると一般的に認識されています。もしくは九州王朝の史書から盗用されたという考え方もあります。

私は、こうした説明に納得がいきません。もし、書紀が九州年号を隠蔽したのだとすれば、なぜ、わざわざ「改天豊財重日足?天皇四年爲大化元年」とか「改元曰朱鳥元年仍名宮曰飛鳥浄御原宮」とか「今我親神?之所知穴戸國中有此嘉瑞所以大赦天下改元白雉」と書き残したのでしょうか。もし、これらの具体的な年号名を書紀が隠したいのであれば、改竄が明白になる危険を冒さず記述することはないので。しかし、実際には書紀は「大化」「朱鳥」「白雉」について、ときには理由らしきものまで付加して目立つように記述しています。となると、書紀は九州年号を認識し、かつそれを明らかにする意志があります。私たちは、そのように素直に認めなければなりません。

「大化」「朱鳥」「白雉」の年号について、その改元理由を模索した論考はありますが、書紀がこれらの年号を記述した理由について、的確に答えられた論考はないように思われます。

なぜ、書紀は、これらの年号を記述したのでしょうか。『日本書紀』は、古(いにしえ)の近畿天皇家の歴史を記述したのではなく、中国の正史の編纂ルールに従い、701年に近畿王朝が建国される以前に存在し滅亡した日本国の歴史について編纂する立場で記述したものです。

日本の正史であるからこそ、その書名を編纂ルールに則し『日本書紀』と称するのです。そして、その日本国は『旧唐書』日本国伝にあるように「日本国は倭国の別種」であるものの「倭国の地を併せた」とあることから、九州王朝の倭国を引き継いでいます。

したがって、『日本書紀』は日本国の歴史とともに倭国の歴史をも書き記した史書であるということなのです。こうした観点でみれば、『日本書紀』は、九州倭国の歴史を記述する中で九州年号を記述し、その九州年号が連綿と続いていた証拠として、元号を改元して九州年号の継続を示していることに納得できます。

では、なぜ「大化」「朱鳥」「白雉」以外の年号は記述されなかったのでしょうか。書紀は、近畿王朝に都合の良いように書き直されていることは、多くの方が認めるところでしょう。

九州年号をすべて記述すれば、様々な資料から収集した情報を編纂する際に記述が困難になります。ましてや、書紀を編纂した近畿王朝に都合の良いように編集しようとする際に、九州年号は邪魔ですから、必要最小限に九州年号を記述せざるをえなかったと考えます。

たとえば、『二中歴』にある命長(640～646年)や常色(647～651年)を記述すれば、書紀のいう大化の期間(645～650年)とそれぞれ重複してしまい、書紀編者が命長や常色を記述しながら、編纂しようとするれば、それらの年号が支障となって、うまく記述できません。

したがって、年号を記述したくとも記述できないのは自明です。また、書紀のいう白雉の期間(650～654年)は、『二中歴』の常色(647～651年)や白雉(652～660年)と重なってしまい、同様の問題が生じます。

したがって、必要最小限の九州年号「大化」「朱鳥」「白雉」以外は記述できなかったし、記述しなかったのです。『二中歴』の年号の時期や年数が正しいとすれば、書紀の「朱鳥」「白雉」はおおむね『二中歴』と同じ時期になっていますが、「大化」は近畿王朝にとって都合よく使用されたため、大きくずれることになります。

書紀の大化(645～650年)は、貞観二十二年(648年)の「又附新羅奉表、以通起居」の記事など新羅が中国側に献上しているという状況を踏まえて、倭国独自の年号があったこと、つまり倭国は独立国家で新羅等は倭国にも貢献していたことを強調するために採用されたと考えられます。

たとえば、大化元年(645年)の「高麗・百濟・新羅、並遣使進調」、大化二年(646年)の「高麗・百濟・任那・新羅、並遣使、貢獻調賦」、大化三年(647年)の「高麗・新羅、並遣使貢獻調賦」などの貢献記事があります。新羅は倭国にも献上しているという倭国側の立場を明確に主張するために盛り込んだと思われます。

書紀の大化三年(647年)に金春秋(キムチュンチュ)を倭国の人質にした、次の記事も同じ主旨により記述されていると思われます。

新羅遣上臣大阿飡金春秋等送博士小徳高向黑麻呂小山中中臣連押熊來獻孔雀一隻鸚鵡一隻仍以春秋為質(孝徳天皇大化三年十二月是歳の条)

新羅、上臣大阿飡金春秋等を遣わし、博士小徳高向黒麻呂・小山中中臣連押熊を送り、来りて孔雀一隻・鸚鵡一隻を献ず。仍りて春秋を以て質と為す。

新羅は、大阿飡(テアチヤン) (17 階位の第 5 等官) の官職にある金春秋(キムチュンチュ)を派遣し、新羅に派遣されていた高向黒麻呂と中臣連押熊とともに帰国し、クジャクとオウムを献上したということです。金春秋(キムチュンチュ)は、後に新羅の第 29 代の王 (在位:654~661 年) になる武烈王であり、この記事は、倭が人質としていたことを示すことで倭国が新羅を傘下においていた状況を示したと考えます。

また、『旧唐書』本紀の永徽(えいき)五年の献上に関して、倭は、唐の冊封体制下にあるのではなく、唐と対等の立場で外交していることを明確にするため、新羅が年号をやめた時期の 7 世紀の半ばの永徽元年 (650 年) や永徽(えいき)五年 (654 年) には、倭国が「白雉」 (650~654 年) 年号を使用していたと書紀に明記しています。

ところで、大化は年号の始まりであることが研究者の常識になっています。しかし、書紀には大化が年号の始まりなどとは書かれていません。「建元」ではありません。書紀は大化を「改・・・爲大化元年」としており、継続する年号の途中の年号であると示しています。

それを勝手に、大化は年号の始まりであると主張するのは間違いです。

『日本書紀』を 701 年以後の近畿王朝が自らの過去の歴史を書き記した歴史書であると捉えてきた点で、これまでの歴史学者の認識は誤っていたと私は考えています。

宇治橋断碑 (うじばしだんぴ) は、京都府宇治市の橋寺放生院 (ほうじょういん) にある宇治橋の由来を記した石碑の断片で、大化 2 年 (646 年) に僧道登 (どうとう) が架橋したと記す。日本現存最古の石碑のひとつと考えられる。重要文化財。

宇治橋断碑は、宇治橋架橋の由来を刻す石碑の首部三分の一で、1791 年 (寛政 3 年) の春に橋寺放生院の境内 (一説では宇治河畔) で発見された。残りの碑身は見つからなかったが、『帝王編年記』

(14 世紀後半成立) に碑の全文が収録されており、それに基づいて尾張の学者小林亮適らが、古法帖の文字をつらねてこれを補刻し欠損部を復元、1793 年 (寛政 5 年) に完成した。その経緯については、碑陰 (碑の裏面) に刻されている。

碑文は、大化 2 年 (646 年) に僧道登が架橋したと記すが、これは宇治橋を架けたのは道昭とする『続日本紀』の記述[1]と矛盾する。他に証拠がないためどちらが正しいかは不明。

『日本霊異記』[2]、『扶桑略記』[3]、『今昔物語集』[4]は道登が架けたとするが、これらは当該碑文の流れを汲む文で証とするには足りない。なお碑文を載せる『帝王編年記』では大化 2 年に道登と道昭が造ったとあり[5]、『扶桑略記』は国史曰として道昭創始も併記。

なお、道登の架橋は民間の協力による事業で、道登の架けた宇治橋が流された後に、留学先の唐から帰国した道昭が近江朝廷の支援を受けて官道の一環として宇治橋を架橋したため、『続日本紀』では民間事業である道登の事績は顧みられなかったとする説もある[6]。

碑の建てられた年代は不詳。碑文に記された「大化二年」は宇治橋架橋の年代で、その記述を信じたとしても建碑が同時であると考えする必要はない。この件につき書家で書道史家の魚住和晃は、書法が北魏様であること、刻法が素朴であることなどから平安時代まで下げることはできない。

また碑文の内容は宇治橋縁起ではなく道登の供養であり、生前供養の可能性を含め大化 2 年からそれ程離れない時代だろうと言っている[7]。

碑文

『帝王編年記』所載の碑文は次のとおり。ただし、太字は断碑に残る箇所、『編年記』の「洸々」を断碑通りに「洸洸」に修正。

洸洸横流 其疾如箭 修々征人 停騎成市 欲赴重深 人馬亡命 從古至今 莫知航竿
世有穢子 名曰道登 出自山尻 慧満之家 大化二年 丙午之歳 構立此橋 濟度人畜
即因微善 爰發大願 結因此橋 成果彼岸 法界衆生 普同此願 夢裏空中 導其昔縁

補石の際に、第1行第3句「々」を「修」に、第1行第8句「竿」を「葦」に、第3行第8句「昔」を「苦」に改めている。または、金石文研究家の藪田嘉一郎（1905～76）はさらに第1行第8句「航」を「杭」に、第2行第4句「慧」を「恵」に正す。その校正理由は、

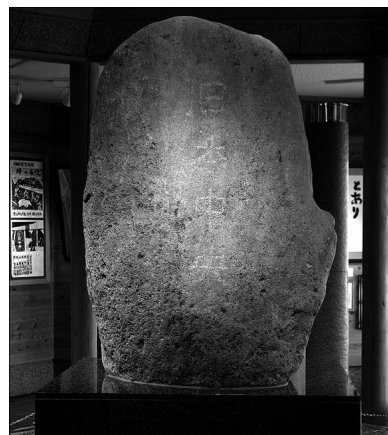
- 「々」→「修」 - 書き出しの「洸洸」は「々」を使っていない。
- 「航竿」→「杭葦」 - 『帝王編年記』一本に「杭葦」とあり、「杭葦」という語は『詩経』にある。書き出しの「洸洸」も『詩経』から出た語。
- 「慧」→「恵」 - 「慧」と「恵」は同意。藪田は「慧満」を人名と捉え、ならば「恵」の方がいいとする。しかし「慧満」は普通名詞とも考えられる。「昔」→「苦」 - 「昔縁」では意味が通じない。「苦因」と同義の「苦縁」という語があり、それならば意味が通じる。

日本中央の碑（にほんちゅうおうのひ）

青森県上北郡東北町家ノ下タ

概要

日本古代史の中でも屈指の謎を持つのが「日本中央の碑」である。その典拠は意外に古く、歌学者の藤原顕昭が出した『袖中抄』に＜陸奥には“つぼのいしぶみ”という石碑があり、蝦夷征討の際に田村將軍（坂上田村麻呂）が矢筈を使って“日本中央”という文字を刻んだものである＞という一説がある。



それ以降、東北の歌枕として和歌の中に使われ、また幻の遺跡として考えられてきたのである。

江戸時代には宮城県の大賀城の碑が“つぼのいしぶみ”と目されていたが、明治9年の天皇の東北行幸に際して、宮内省から青森県に“つぼのいしぶみ”発見の要請があった。そこで田村麻呂が石を埋めたという伝承の残る千曳神社で大掛かりな発掘作業が行われたが、結局発見には至らなかった。

ところが昭和24年6月に、その千曳神社近くの青森県東北町石文（いしぶみ）という所から突如として「日本中央」と刻まれた石碑が出土してきたわけである。発見された場所が“石文”であり、またそのすぐそばには“都母（つぼ）”と呼ばれる地域があることが“つぼのいしぶみ”という別名と一致するなどの根拠もあって、現在のところ最有力候補という位置付けをされている。

しかしこの碑の最大の謎は、ここに刻まれた文字「日本中央」である。なぜこのような文字が日本の最北部に当たる青森県に置かれたのか。蝦夷征討の際に刻まれたという逸話から考えると、まだここは「日本」の領土ではなく、しかも「日本」という国号が使われていなかった時代である。さらに付け加えると、この碑を刻んだとされる坂上田村麻呂はこの地まで遠征していない（後任の征夷大將軍・文屋綿麻呂がはじめてこの地域一帯まで足を運んだのが史実である）。

一説によると“田村麻呂はこの先にある北海道や千島列島までを日本の領土とみなして、ここを中央と確定したのだ”という、国威発揚的発想が結構幅を利かせているらしい。だが実際のところ、ここに刻まれた“日本”という文字は“ひのもと”と読ませ、平安初期の文献によると“東北地方”一帯を指す言葉として使われていたらしい。つまり、この「日本中央」とは、坂上田村麻呂以下の蝦夷征討軍が敵地の中央部分に当たる場所としてマークしたポイントという意味と捉えるのが妥当だろう。

<用語解説>

日本中央の碑歴史公園：昭和24年に川村種吉が発見してから長らく簡素な祠だけの雨晒しになっていたが、平成7年に発見地近くに公園施設を作り、そこに保存館を設けて保存している。入場無料。

藤原顕昭：1130?～1209?。平安末～鎌倉初期の歌僧。六条藤家の中心的存在として活躍（本人は藤原氏の出身ではなく、養子として姓を賜う）。当時最高峰の歌合と言われた「六百番歌合」にも参加。『袖中抄』は文治年間（1185～1190年）に出されている。

つぼのいしぶみ：歌枕。和泉式部・寂蓮・西行・慈円などが詠む。「遠くにあるもの」や「どこにあるか分からないもの」という意味で使われることが多い。

多賀城碑：江戸時代初期に発見された古碑。発見当初より“つぼのいしぶみ”であるとされてきた。松尾芭蕉が『奥の細道』で“つぼのいしぶみ”と記しているのは、この碑のことである。

坂上田村麻呂：758～811。平安初期の武官。797年に征夷大將軍に任ぜられ、蝦夷征討の最高責任者となる。801年に遠征を行い大勝、翌年に胆沢城（現・岩手県奥州市）建設、さらに次の年に志波城（現・岩手県盛岡市）を建設する。東北地方の多くの社寺の創建伝説、またその他の伝承に多数登場するが、そのほとんどは後年の創作とされる。

文屋（文室）綿麻呂：765～823。平安初期の武官。810年の薬子の乱で薬子の側に付き捕縛されるが、坂上田村麻呂の助命嘆願により救われ、田村麻呂の軍に加わって功を上げる。811年に征夷將軍（大將軍ではない）に任ぜられ、蝦夷の爾薩体と弊伊（現・青森南東部から岩手県北部）を平定する。